

令和3年度経営事項審査 申請要領の提示書類削減について

静岡県交通基盤部建設支援局建設業課

■書類削減の経緯

- 申請書類の簡素化等について検討
- 工事契約書の持参件数削減などを実施
- 裏付資料のPDF形式による提出を検討

H30.4 規制改革推進会議行政手続部会

R3.2 国土交通省提示書類の削減

R5.1 経営事項審査の電子申請（予定）

静岡県提示書類の中で、「電子申請に適さない書類」、「内容確認が重複している書類」の削減を行う。

■ 令和3年4月1日施行の提示書類削減の概要

総勘定元帳の原本持参の見直し

- ・ 持参する総勘定元帳を写しで可とした。
- ・ 原則、持参が必要な書類は、「売上の内訳がわかる部分(全頁)」、「仮受・仮払消費税の最終頁(消費税が精算されて0になっていることがわかる部分)」
- ・ 兼業売上がある場合は、完成工事高を明確にできる帳簿等が必要(写しで可)。

技術職員の在籍等確認書類削減

技術職員の在籍等を確認するための、「源泉徴収簿又は賃金台帳」の持参を不要とした。

既に提示した技術職員資格の持参を不要

前回以前の経営事項審査において、一度提示をしている技術職員の資格を証する書類(合格証書、免状等)の持参を不要とした。
ただし、有効期間に関する記載のある資格は提示が必要。

持参義務のある工事請負契約書等の件数削減

申請する業種ごと上位10件持参が必要だった、工事経歴書に記載した工事に係る工事請負契約書等の持参件数を、申請する業種ごと上位3件持参に変更した。

※ 改正内容は、施行日以降に申請する経審に適用

■ 総勘定元帳の原本持参の見直し

令和2年度	
持参書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総勘定元帳 <u>(原本)</u> を原則全頁持参 ・ 兼業売り上げがある場合、完成工事高を明確にできる帳簿等も持参
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持参書類が過大で申請者の負担が大きい ・ 電子申請に適さない



令和3年度	
持参書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総勘定元帳 <u>(写し可)</u> の「<u>売上の内訳がわかる部分(全頁)</u>」、「<u>仮受・仮払消費税の最終頁(消費税が精算されて0になっていることがわかる部分)</u>」を持参 ・ 兼業売り上げがある場合、完成工事高を明確にできる帳簿等も持参
見直しの効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の負担を軽減 ・ 電子申請へ対応

※ 注意点次ページ

■総勘定元帳の原本持参の見直し | 注意点

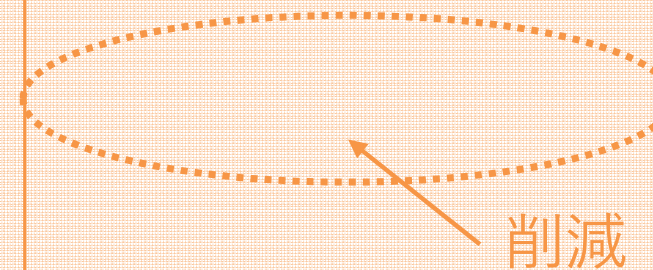
項目	注意点
「売上の内訳がわかる部分(全頁)」	<ul style="list-style-type: none">・ 総勘定元帳の売上項目がまとまって表示されており、それだけで内訳がわからない場合は、別途、売掛金や補助元帳等の内訳のわかる部分も持参すること。
「仮受・仮払消費税の最終頁(消費税が精算されて0になっていることがわかる部分)」	<ul style="list-style-type: none">・ 総勘定元帳が税込で会計処理されている場合は不要。
兼業売り上げがある場合、完成工事高を明確にできる帳簿等も持参	<ul style="list-style-type: none">・ 完成工事高を明確にするため、完成工事高又は兼業売上の内訳のわかる書類を持参（各合計額それのみしか確認できない場合は、補正扱いとなる可能性があります）。

■技術職員の在籍等確認書類削減

令和 2 年度	
持参書類	<p>別紙二「技術職員名簿」に掲載した全職員の以下の書類を持参</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険加入確認書類 ・雇用保険加入確認書類 ・<u>6ヶ月超の支払いが確認できる源泉徴収簿又は賃金台帳</u>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・保険加入が許可要件となったため、常勤性の確認に賃金台帳は不要であること。 ・三保険の確認書類の加入年月日等で、6ヶ月超の雇用関係は、確認できること。



令和 3 年度	
持参書類	<p>別紙二「技術職員名簿」に掲載した全職員の以下の書類を持参</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険加入確認書類 ・雇用保険加入確認書類
見直しの効果	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の負担を軽減 ・電子申請へ対応



■既に提示した技術職員の資格を証する書類の持参を不要

令和2年度	令和3年度
技術職員名簿に記載された技術職員の資格を証する書類（合格証書、免状等）を持参	技術職員名簿に記載された技術職員の資格を証する書類（合格証書、免状等）を持参 <u>ただし、昨年度以前の経営規模等評価申請書(控)に記載されている資格については、既に確認しているため、有効期限に関する記載がある資格者証等（※）を除き、再度の持参は不要。</u>

※ 有効期限に関する記載がある資格者証等は、審査基準日に有効であるものを持参してください。

■持参義務のある工事請負契約書等の件数削減

令和2年度

申請する業種の工事経歴書に記載した工事に係る請負契約書等を業種ごとに元請・下請を問わず金額の大きいものから

上位10件を持参

令和3年度

申請する業種の工事経歴書に記載した工事に係る請負契約書等を業種ごとに元請・下請を問わず金額の大きいものから

上位~~10~~3件を持参

※特例計算している場合は、振り替えを行っている業種も全て含めて持参必要

■その他の審査項目（社会性等）を証する保険加入を証明する書類の原本提示の見直し

令和2年度	
項番41	雇用保険加入の有無を証する申告書及び領収書等 <u>（原本）</u>
項番42・43	健康保険・厚生年金加入の有無を証する領収書等 <u>（原本）</u>
項番46	法定外労働災害補償制度加入の有無を証する保険証券（又は加入証明書）（原本）＋いわゆる政府労災の申告書及び領収書 <u>（原本）</u>



令和3年度	
項番41	雇用保険加入の有無を証する申告書及び領収書等 <u>（写し）</u>
項番42・43	健康保険・厚生年金加入の有無を証する領収書等 <u>（写し）</u>
項番46	法定外労働災害補償制度加入の有無を証する保険証券（又は加入証明書）（原本）＋いわゆる政府労災の申告書及び領収書 <u>（写し）</u>